



In depth

A look at current financial reporting issues

2021年7月26日
No. 2021-07

EUタクソミー規則第8条の実務

要点

タクソミー規則(2020年6月18日の Regulation (EU)2020/852)は、欧州委員会(EC)が2018年3月に公表した「持続可能な成長への資金調達に関する行動計画(サステナブルファイナンス・アクションプラン)」の不可欠な構成要素です。これは、2050年までに気候中立を達成するという、欧州連合(EU)がパリ協定の目標を追求する上で重要な第一歩を表しています。「サステナブルファイナンス・アクションプラン」の目的の1つは、資本の流れをより持続可能な経済に向けることです。このような資本の流れの転換は、何が「持続可能」と考えられるかについて共通した理解に支えられていなければなりません。したがって、EUタクソミーは、「持続可能」と考えられる経済活動に関する統一された分類基準を規定しています。

本資料は、新たに公表されたタクソミー規則第8条「委任法」を詳細に検討し、第8条に基づき新たな開示義務を履行する企業に最も関連する要求事項を取り上げています。この文脈において、特筆すべきことは、2021年5月7日に公表された第8条委任法の草案に比べ、初回の報告を簡素化する規定がより明確にされていることです。

1. はじめに

タクソミー規則(2020年6月18日の[Regulation\(EU\)2020/852](#))は、欧州委員会(EC)が2018年3月に公表した「持続可能な成長への資金調達に関する行動計画(サステナブルファイナンス・アクションプラン)」の不可欠な構成要素です。これは、2050年までに気候中立を達成するという、EUがパリ協定の目標を追求する上での重要な第一歩を表しています。「サステナブルファイナンス・アクションプラン」の目的の1つは、資本の流れをより持続可能な経済に向けることです。このような資本の流れの転換は、何が「持続可能」と考えられるかについて共通した理解に支えられていなければなりません。それゆえ、EUタクソミーは、「持続可能」と考えられる経済活動に関する統一された分類基準を規定しています。

このような分類基準の策定は複雑であるため、タクソミー規則は段階的なアプローチをとっており、まずは気候変動目的のタクソミーの策定から始めています。その他の環境目的のためのタクソミーは、2021年内に策定予定です。さらに、社会目的のためのタクソミーを含めるため、EUタクソミーの拡張が予定されています。

タクソミー規則の範囲には、とりわけ、会計指令(Accounting Directive)(2013年6月26日のDirective2013/34/EU)の第19a条(第29a条)に基づく(連結)非財務報告の公表義務の対象となる企業が含まれます。このような企業は、その活動が環境的に持続可能な経済活動とどのように、また、どの程度関連しているかについての情報を開示することにより、投資家に投資判断の基礎を提供しなければなりません(タクソミー規則第8条)。その目的は、透明性を高め、グリーンウォッシングを防ぎ、グリーンファイナンスの投資先の拡大に役立つことです。

タクソミー規則第8条(4)は、ECに対し、企業が新たな開示義務を履行するために開示すべき情報の内容、手法、表示を定めた[委任法\(delegated acts\)](#)の採択を要求しています。2021年7月6日、ECは、委任法(「第8条委任法」)を採択しました。ECが採択した第8条委任法は、欧州議会およびEU理事会によって精査されます。欧州議会およびEU理事会が、4か月の期間内(1回につき2か月延長可能)に異議を唱えなければ、第8条委任法は、EUの官報に掲載され、その20日後に正式に法律として発効します。

本資料は、新たに公表されたタクソミー規則第8条委任法を詳細に検討し、第8条に基づき新たな開示義務を履行する企業に最も関連する要求事項を取り上げています。ここで特筆すべきは、2021年5月7日に公表された第8条委任法の草案に比べ、初回の報告を簡素化する規定がさらに明確化されたことです。

開示義務は、2022年1月1日以後、会計指令第19a条(第29a条)に基づいて公表される(2021年度報告期間(the reporting period 2021)に係る)(連結)非財務報告または別個の報告書に適用されます。

厳しいスケジュールを考慮すると、タクソミー規則第8条の適用範囲に含まれる企業は、第8条委任法を詳細に検討し、2021年度報告期間に関する報告要求の範囲とその後の報告期間に関する報告要求の範囲を分析することが適切です。第8条委任法は、簡素化された報告要求を段階的に施行することを考えていますが、第8条の報告義務の履行に必要とされる労力を過小評価すべきではありません。この理由のため、企業は、可及的速やかに第8条委任法への対応を開始すべきです。

2. エグゼクティブ・サマリー

タクソミー規則第8条による新たな開示義務に関する委任法(「第8条委任法」)は、非財務報告における企業の透明性について新たな要求事項を定めています。

まず、第8条委任法は、企業の資産と事業活動が環境的に持続可能な経済活動とどの程度関連しているかを示すために報告すべき主要業績評価指標(KPI)に関する情報を定めています。特に、KPIの定義を定め、KPIをどのように決定すべきかを規定しています。当該KPIは、企業の種類、すなわち、金融機関か事業会社かに応じて、それぞれ固有のKPIとなっています。

第2に、KPIに関連する広範な情報が規定されています。

第3に、KPIの報告方法が決められています。特に、第8条委任法の附属書に掲載されている、あらかじめ規定された報告テンプレートを用いて、その情報を表形式で報告しなければなりません。

最後に、第8条委任法は、簡素化された報告要求に従い段階的に施行されることに留意すべきです。



企業の種類別の主なKPIの概要

企業の種類	主要業績評価指標(KPI)
事業会社	<ul style="list-style-type: none"> 売上高 KPI 設備投資 (CapEx KPI) 事業運営費 (OpEx KPI)
金融機関	
<ul style="list-style-type: none"> アセット・マネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン投資の割合
<ul style="list-style-type: none"> 信用機関 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン資産比率 (Green Asset Ratio; GAR) 企業向け金融保証のグリーン比率 (FinGuar KPI) 運用資産のグリーン比率 (AuM KPI) 手数料収入 (F&C KPI) トレーディング勘定ポートフォリオ KPI
<ul style="list-style-type: none"> 投資会社 	<ul style="list-style-type: none"> 自己勘定で取引されるサービスや活動のKPI その他のサービスや活動のKPI
<ul style="list-style-type: none"> 保険・再保険企業 	<ul style="list-style-type: none"> 投資に関するKPI 引受業務に関するKPI

3. 適用範囲および主要な定義

タクソミー規則第8条の適用範囲には、会計指令第19a条(第29a条)(2013年6月26日のDirective2013/34/EU)に基づき、(連結)非財務報告を公表する義務を負うすべての企業が含まれます。第8条委任法は、企業の種類に応じた固有の開示を規定しています。この目的のため、企業の種類は以下のように区分されます。

- **金融機関:**タクソミー規則第8条の適用範囲に含まれる、以下のいずれかの企業
 - アセット・マネジャー
 - 信用機関
 - 投資会社
 - 保険/再保険企業
- **事業会社:**タクソミー規則第8条の適用範囲に含まれる、金融機関以外の企業

金融機関および事業会社は、その事業活動が環境的に持続可能な経済活動とどのように、また、どの程度関連しているかについての情報を開示することが義務づけられています(タクソミー規則第8条)。

タクソミーに適格な経済活動とは、環境的に持続可能であるためのタクソミー要件の一部または全部を満たしているかどうかを問わず、環境目標に関する委任法に記載されている活動です。

タクソミーに整合する経済活動(または環境的に持続可能な経済活動)とは、以下の要件のすべてを満たしている活動です。

- 経済活動が、タクソミー規則の環境目標の1つ以上に実質的に貢献している。
- それ以外の環境目標に重大な悪影響を与えない。
- 環境目標(現在は気候変動の緩和と整合)に関する委任法(「気候変動に関する委任法」)に規定されている技術的スクリーニング基準に準拠している。

- ミニマム・ソーシャル・セーフガード(社会側面からの最低限の要件)に準拠している。

4. 段階的な施行と簡素化された報告

原則として、タクソミー規則第8条の開示義務は、2022年1月1日以後に公表される(2021年度報告期間に係る)(連結)非財務報告または別個の報告書のすべてに適用されます。新しい分類体系を完全に実施するために要する時間を考慮した結果、第8条委任法は、簡素化された報告要求により段階的に施行されることになっています。

4.1 事業会社

2022年1月1日から2022年12月31日までに公表される**2021年度報告期間**に関しては、タクソミーに適格な経済活動の割合とタクソミーに不適格な経済活動の割合のみを、以下の3つのKPIに関連して開示しなければなりません。

- 適格および不適格な売上高
- 適格および不適格な設備投資
- 適格および不適格な事業運営費

初回の報告のための表示様式は、第8条委任法に規定されていません。したがって、表形式(下記の例を参照)、文章または第8条委任法の附属書IIの表(要求されるKPIを開示し、表のその他の部分にN/Aを記入する)によってこの開示を行うことができます。

	合計 (単位:EUR*)	タクソミーに適格な経済活動の割合 (単位:%)	タクソミーに不適格な経済活動の割合 (単位:%)
売上高
設備投資
事業運営費

* 企業は、財務諸表と同じ通貨を使用するものとする。

第8条委任法の附属書IIIに規定されているテンプレートは、2021年度報告期間については簡素化のため使用が義務付けられていませんが、非財務情報の利用者にとって一定水準の透明性を確保するためには、経済活動レベルに関するKPIの内訳を示すことが有用である可能性があります。

さらに、これらの開示に関連する定性的情報を提供しなければなりません。

第8条委任法は、2023年1月1日以降に公表される2022年度報告期間において、タクソミーに整合する経済活動に基づく報告を含め、全面的に事業会社に適用されます。

4.2 金融機関

金融機関は、2022年1月1日から2023年12月31日までに公表される**2021年度報告期間および2022年度報告期間**について、以下を開示しなければなりません。

- タクソミーに不適格な経済活動およびタクソミーに適格な経済活動のそれぞれに対するエクスポージャーが総資産に占める割合
- 中央政府、中央銀行および国際的な発行企業のそれぞれに対するエクスポージャー並びにデリバティブが総資産に占める割合
- 会計指令第19a条または第29a条に従い非財務情報を公表する義務を負っていない企業に対するエクスポージャーが総資産に占める割合
- KPIに関連する定性的情報

また、信用機関は、総資産に占めるトレーディング勘定ポートフォリオおよび要求払銀行間貸出の割合も開示しな

ればなりません。

また、保険および再保険企業は、タクソミーに適格およびタクソミーに不適格な損害保険経済活動の割合を開示しなければなりません。

第8条委任法は、2024年1月1日以降に公表される2023年度報告期間において、金融機関に全面的に適用されます。ただし、信用機関のKPIのうち、貸出以外のサービス(手数料収入)およびトレーディング勘定ポートフォリオに関するものは、2026年1月1日以降に公表される2025年度報告期間にのみ適用されます。

4.3 比較情報

原則として、企業は、当期の報告期間だけでなく過去の報告期間のKPI(「比較情報」)を提供しなければなりません。しかし、過去の報告期間を対象とするKPIを開示する要求事項は、2023年度報告期間から初めて適用されます。

情報が公表される年	対象となる報告期間	比較情報は必要か
2022年	2021年1月1日 - 2021年12月31日 (タクソミーに適格な経済活動を重点的に開示)	不要
2023年	2022年1月1日 - 2022年12月31日	不要
2024年	2023年1月1日 - 2023年12月31日	2022年1月1日から2022年12月31日までの報告期間との比較情報が必要。

4.4 通貨

金融機関および事業会社は、開示において、財務諸表と同じ通貨を使用するものとします。

5. 事業会社による開示

当セクションは、国際財務報告基準(IFRS)を参照しています。その他の基準を適用する場合、金融機関以外の事業会社は、国内の一般に認められた会計原則(GAAP)を適用するものとします。

5.1 主要業績評価指標(KPI)

売上高の開示は、企業の活動がタクソミーにどの程度整合しているかの概要を示すものです。設備投資と事業運営費の開示は、低炭素になる、または温室効果ガス排出を削減するために、企業がどのようにインフラ、プロセス、生産設備を改善しようとしているかについての概要を示します。

3つのKPIはすべて、第8条委任法の附属書に記載されているテンプレートを用いて、表形式で開示しなければなりません。このテンプレートは、それぞれの環境目標および、トランジション活動やイネープリング活動の細目を含む経済活動に関するKPIの詳細な内訳が示されています。

売上高KPI

持続可能な売上高KPIは、製品またはサービス(有形および無形の両方)から生じる売上高について、純額の「持続可能な売上高」を「純売上高」で割ることによって算出します。

持続可能な売上高	タクソミーに整合する経済活動に関連する純売上高*
純売上高 (IFRSまたは適用可能な国内GAAPの定義を使用)	純売上高は、国際会計基準(IAS)第1号第82項(a)、すなわちIFRS第15号およびIFRS第16号に基づく収益並びにその他の収益(該当する場合)に基づく。

(*) 気候変動への整合目標について、売上高は、単に整合的な活動というだけでなく、イネープリング活動の場合に、持続可能とみなすことができる。

設備投資 (CapEx KPI)

設備投資KPIは、純額の「持続可能な設備投資」を「純額の設備投資」で割ることによって算出します。

<p>持続可能な設備投資</p>	<p>3つのケース:</p> <ul style="list-style-type: none"> • タクソミーに整合する経済活動に関連する資産またはプロセスに関連 • タクソミーに整合する経済活動を拡大する計画、またはタクソミーに適切な経済活動を一定条件下でタクソミーに整合する経済活動にする計画(「設備投資計画」)の一部 • タクソミーに整合する経済活動のアウトプットの購入、および目標となる経済活動を低炭素型にする、または温室効果ガス削減に導く、個々の措置(特に建造物の改修措置)ならびに環境目標に関連して委任法にリストアップされているその他の経済活動(そのような措置が18か月以内に実施および運用されることを条件とする)
<p>純額の設備投資 (IFRSまたは適用可能な国内GAAPの定義を使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関連する事業年度について、再評価および減損から生じたものを含み、公正価値の変動を除外した、減価償却、償却および再測定を控除後の事業年度中の有形資産および無形資産の取得 • 企業結合により生じた有形および無形資産の取得 <p>IAS第16号、IAS第38号、IAS第40号、IAS第41号およびIFRS第16号*に基づいて会計処理されるコストを対象とする。</p>

(*) 使用权資産の認識に至らないリースは、設備投資に算入しないものとする。

その他の情報には、タクソミーに整合する経済活動を拡大する、または、タクソミーに整合する経済活動にするためタクソミーに適切な経済活動を5年以内(特定の条件下で最長10年まで延長)にアップグレードするかのいずれかを目的とした設備投資計画に関する情報を含める必要があります。この計画は、経済活動の集計レベルで開示され、直接的または委譲によって事業会社の経営組織の承認を受けなければなりません。

事業運営費 (OpEx KPI)

事業運営費は、純額の「持続可能な事業運営費」を「純額の事業運営費」で割ることによって算出します。

<p>持続可能な事業運営費</p>	<p>3つのケース:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研修やその他の人材の整合ニーズを含む、タクソミーに整合する経済活動に関連する資産またはプロセス、および研究開発を表す、直接資産化されないコストに関連 • タクソミーに整合する経済活動を拡張する設備投資計画、または、タクソミーに適切な経済活動を事前に決められた時間枠内でタクソミーに整合する経済活動にできる設備投資計画の一部。 • タクソミーに整合する経済活動からのアウトプットの購入、および、対象の経済活動を低炭素型にする、または温室効果ガス削減に導く個々の措置、ならびに委任法に特定されている個々の建造物の改修措置(そのような措置は18か月以内に実施され運用されることを条件とする)
<p>純額の事業運営費 (IFRSまたは適用可能な国内GAAPに比較した限定的定義)</p>	<p>研究開発、建造物の改修措置、短期リース、保守および修繕に関連する直接資産化されないコスト、ならびに有形固定資産を継続的かつ効果的に機能させるために必要な、企業または外部委託した第三者による日次サービス提供に関連するその他の直接支出</p>

5.2 KPIに関連する開示

定量的なKPIの開示は、特に下記の定性的な情報を伴っていなければなりません。

- KPIを決定するための会計方針および設備投資計画の重要な変更に関する情報

- タクソミー規則の遵守状況の評価に関する情報および複数の目標への貢献に関する情報
- 各KPIの数値および報告期間中にこれらの数値が変更された理由を説明する情報

6. 金融機関による開示

金融機関によって開示されるべきKPIは、金融機関の種類に応じて異なります。しかし、なかでも以下は、すべての金融機関に共通する開示規則です。

- 中央政府、中央銀行および国際的な発行企業に対するエクスポージャーは、分数の分子および分母から除外されるものとする
- デリバティブは分子から除外されるものとする
- Directive2013/34/EUの第19a条または第29a条に基づいて非財務情報の公表義務を負わない企業に対するエクスポージャーは、分子から除外されるものとする
- 環境的に持続可能な債券は、その債券により資金調達したタクソミーに整合する経済活動の価値を上限として、分子のみに含めるものとする。
- 特定の状況下において、金融機関は、非財務情報の公表義務を負わない欧州以外の金融機関および事業会社に対するエクスポージャーについて、タクソミーへの整合性の評価に見積りを用いることができる。この場合、金融機関は、KPIとは別に、タクソミーに整合するエクスポージャーの割合を見積りに基づき開示するものとする。

すべてのKPIは、第8条委任法の附属書に規定されているテンプレートを用いて、表形式で開示しなければなりません。

金融機関は、独自の主要業績評価指標(KPI)を計算するために、直近で入手可能なデータおよび契約相手方の主要業績評価指標(KPI)を使用するものとします。

6.1 アセット・マネジャー

グリーン投資の割合

アセット・マネジャーは、投資先企業のタクソミーに整合する経済活動に対する投資価値の加重平均を、すべての運用資産 (Asset under Management; AuM) の価値で開示することが義務付けられています。アセット・マネジャーは、投資先企業の売上高KPIに基づくKPIと、投資先企業の設備投資KPIに基づくKPIを開示するものとします。

投資先企業のタクソミーに整合する経済活動に対する投資	タクソミーに整合する経済活動の割合で加重した投資の価値(下記参照。投資先企業の種類によって異なる)
運用資産残高(AuM)	アセット・マネジャーの集团的ポートフォリオ管理活動と個別ポートフォリオ管理活動の両方から生じる特定のエクスポージャー*を除いた、すべての運用資産(AuM)の価値

(*) 中央政府、中央銀行および国際的な発行企業に対するエクスポージャーは、金融機関の主要業績評価指標(KPI)の分子および分母の計算から除外される。

投資価値の加重平均は、基礎となる投資先企業のタクソミーに整合する経済活動の割合に基づくものとします。

投資先企業の種類	測定基礎
事業会社	投資先企業によるKPI計算から生じる売上高KPIおよび設備投資KPI
アセット・マネジャー	投資先企業によるKPI計算から生じる売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPI
信用機関	投資先企業のグリーン資産比率の計算から生じる売上高ベースおよび設備投資ベースのグリーン資産比率

投資会社	投資会社の収益における自己勘定取引および自己勘定以外の取引のサービスおよび活動の割合に従い、投資先企業の売上高KPIおよび設備投資KPIを計算した結果生じる投資および収益
保険・再保険企業	損害保険の投資先企業の保険および再保険会社の引受KPIと、適切な場合に組み合わされた売上高ベースまたは設備投資ベースの投資KPIのいずれかの計算から生じる投資、総収入保険料または該当する場合には保険収益の総額

具体的に指定された活動もしくはプロジェクトの資金調達を目的とした負債性証券、または投資先企業によって発行された環境的に持続可能な社債は、投資先企業が提供する情報に基づき、それらの負債性証券や社債により資金調達したタクソミーに整合する経済活動の価値を上限として、分子に含めなければならないことを留意しなければなりません。

開示

環境目標ごとのKPIおよび集計されたタクソミーに整合する経済活動、トランジション活動およびイネープリング活動の細目ならびに投資の種類の内訳を含む追加の開示が要求されます。

6.2 信用機関

信用機関は、Regulation (EU) No.575/2013、Title II、Chapter 2、Section 2に従って決定された健全な連結 (prudential consolidation) の範囲に基づき、関連するKPIを開示しなければなりません。

第8条委任法は、信用機関について下記の異なるKPIを定義しています。

- 主要KPI: グリーン資産比率 (Green asset ratio; GAR)
- 追加のKPI:
 - オフバランスシート・エクスポージャーに関するKPI (オフバランス・エクスポージャーの環境的に持続可能な経済活動との適合水準を補完する比率)
 - 金融機関および事業会社に対する金融保証のグリーン比率 (FinGuar KPI)
 - 運用資産のグリーン比率 (AuM KPI)
 - 貸出以外のサービス (手数料収入) に関するKPI (F&C KPI)
 - トレーディング勘定ポートフォリオ KPI: トレーディング・ポートフォリオのGAR

主要なKPIおよびオフバランスシート・エクスポージャーに関するKPIのみが当初 (2024年1月1日より) 適用されますが、手数料収入およびトレーディング業務のKPIは、それよりも遅く (2026年1月1日より) 適用されます。

グリーン資産比率 (GAR)

GARは、信用機関の資産について、タクソミーと整合する経済活動への投融資の割合を、資産合計に占める割合として示すものです。

トレーディング・ポートフォリオは、GAR合計の分母および範囲から除外しなければなりません。

タクソミーに整合する経済活動に投融資された資産	タクソミーに整合し、一般目的の資金調達のための原資産の売上高KPIや設備投資KPIに基づく、持続可能な経済活動への融資のための貸出金、負債性証券、保有株式、特定のリテール貸出金および不動産融資、ならびに担保の差入れ
-------------------------	---

<p>関連する(範囲に含まれる)資産合計</p>	<p>以下を含む*、貸付金合計、負債性証券合計、保有株式合計、担保差入れ、およびその他すべてのオン・バランス資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 償却原価で測定する金融資産 ● その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 ● 子会社に対する投資 ● 共同支配企業および関連会社 ● 純損益を通じて公正価値で測定するに指定された金融資産および強制的に純損益を通じて公正価値で測定する売買目的以外の金融資産 ● 債務の免除と引き換えに信用機関が獲得した不動産担保
---------------------------------	--

(*) 中央政府、中央銀行および国際的な発行企業に対するエクスポージャーはGARの範囲から除外するものとし、GARの分子には、(a) 売買目的で保有する金融資産、(b) 要求払銀行間貸出、(c) 非財務情報の公表を義務付けられていない企業に対するエクスポージャーを含まないものとする。

GARの合計は、以下のサブKPIに基づいて計算されるものとします。

- 金融企業で運営される金融活動のGAR
- 一般企業で運営される金融活動のGAR
- 住宅リフォームの貸出金を含む住宅不動産のエクスポージャーのGAR
- 個人向け自動車ローンのGAR
- 住宅金融およびその他の用途が指定された貸出のための地方自治体に対する貸出金のGAR
- 売却目的で保有している商業用不動産および住宅用不動産担保のGAR

事業会社および金融企業で運営される金融活動のGARの分子は、主に、**基礎となる投資先企業のタクソミーに整合する経済活動の割合に基づく金融活動の加重平均**で構成されなければなりません。

サブ KPI	測定基礎
<p>事業会社に対するエクスポージャーに適用されるGAR</p>	<p>投資先のKPI計算の結果としての売上高KPIおよび設備投資KPI</p>
<p>金融企業に対するエクスポージャーに適用されるGAR</p>	<p>アセット・マネジャー</p> <p>投資先のKPI計算から生じる売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPI</p> <p>信用機関</p> <p>投資先のグリーン資産比率の計算から生じる売上高ベースのGARおよび設備投資ベースのGAR</p> <p>投資会社</p> <p>投資会社の収益における自己勘定および自己勘定以外のサービスや活動の割合に応じて、投資先の売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPIの計算から生じる投資および収益</p> <p>保険・再保険会社</p> <p>売上高ベースまたは設備投資ベースの投資KPIのいずれかの計算から生じる、損害保険の投資先企業の保険および再保険会社の引受KPIに基づいて算出された投資、総収入保険料、または該当する場合には保険料収益の総額</p>

具体的に特定された活動もしくはプロジェクトへの融資を目的とした負債性証券もしくは貸出金、または事業会社の投資先企業によって付与もしくは発行された環境的に持続可能な社債は、投資先企業が提供する情報に基づき、それらの社債および負債性証券または貸出金により資金調達されるタクソミーに整合する経済活動の価値を上限として、

分子に含めなければならないことに留意しなければなりません。

住宅用不動産のエクスポージャー、個人向け自動車ローン、住宅資金の供給およびその他の専門貸付のための地方自治体に対する貸出金、および販売目的で保有する商業用および住宅用の再取得された不動産担保に適用されるGARの分子は、**基礎となる資産のタクソミーへの整合性に基づいて計算されるものとします。**

サブKPI	測定基礎
住宅リフォームの貸付金を含む住宅不動産に対するエクスポージャーのGAR	住宅不動産を担保にしており、タクソミーに整合する建物および住宅のリフォームまたは取得のため所有者に付与された貸付金の帳簿価額の総額
個人向け自動車ローンに適用されるGAR	気候変動の緩和に関するタクソミーに整合する車の取得のために所有者に付与された貸付金の帳簿価額の総額
公共住宅やその他の公的機関への専門貸付に適用されるGAR	信用機関が公営住宅への融資に大きく依存した事業モデルを有している場合、住宅不動産を担保にしており、タクソミーに整合する公営住宅への融資として付与された貸付金の帳簿価額の総額 その他の活動および公営住宅以外の資産への融資に関しては、融資したプロジェクトがタクソミーに整合する経済活動に資金を提供している範囲および割合で、公共当局に対するエクスポージャーに資金を提供する当該プロジェクトの帳簿価額の総額
再取得された不動産担保に適用されるGAR	タクソミーに整合する売却目的保有ポートフォリオの商業用不動産および住宅用不動産担保の帳簿価額の総額

上記のサブKPIの分母は、タクソミーに整合するエクスポージャーとタクソミーに整合しないエクスポージャーの両方を含んだ、それぞれに対応する住宅用不動産エクスポージャー（すなわち、住宅リフォームローン、個人向け自動車ローン、住宅ローンおよびその他の専門貸付のための地方自治体への貸出金、および売却目的保有の商業用および住宅用の再取得された不動産担保）の帳簿価額の総額で構成されるものとします。

開示

合算されたGARは、資産の種類別、および資産が追求する環境の目的別、取引相手の種類別、ならびにトランジション活動およびイネープリング活動の内容、ならびに業種別に分類されます。

信用機関は、GARおよび関連する資産が総資産に占める割合、ならびに分子から除外される資産の割合を開示しなければなりません。

信用機関は、KPIIに応じて、ストックとフローに関する情報を開示するものとします。

オフバランスシート・エクスポージャーのKPI

信用機関は、自らのオフバランスシートのエクスポージャーが環境的に持続可能な経済活動とどの程度関連しているかについての補完的な比率を開示する必要があります。

FinGuar KPI (金融機関および事業会社に対する金融保証のグリーン比率)	企業に対する金融保証のグリーン比率は、企業への負債性証券による資金供給を裏付ける金融保証全てに占める、持続可能な活動への負債性金融商品を裏付ける金融保証の割合
AuM KPI (運用資産のグリーン比率)	運用資産のグリーン比率は、運用資産の総額に占める、環境的に持続可能な経済活動に資金供給する企業の運用資産額(資本性金融資産および負債性金融商品)の割合



貸出以外のサービスに関するKPI - 手数料収入 (F&C KPI)

持続可能な経済活動に伴うサービスに関連する手数料収入は、貸出以外の商品またはサービスから生じる企業からの信用機関が得る手数料収入に占める、タクソミーに整合する活動に伴う貸出以外の商品またはサービスから生じる信用機関の手数料収入の割合として計算されます。

トレーディング勘定ポートフォリオKPI

このKPIは、信用機関のトレーディング活動がタクソミーと整合する活動とどのように関連しているかを示すものです。この趣旨において、このKPIは、各取引先から購入した証券および／または取引先に販売した証券の金額を、関連する環境目標に貢献する当該企業の環境的に持続可能な活動に伴う売上高および設備投資の割合で加重平均したものを表します。取引先が金融機関の場合、関連する比率は、これらの企業のKPIになります。

6.3 投資会社

投資会社は、自己勘定で行う中核的な投資サービスや投資活動に関するKPI、および自己勘定ではない投資サービスや投資活動に関するKPIを開示することが要求されています。これには、Directive 2014/65/EU (MiFID) の附属書 I のSection AI にリストアップされているサービスおよび活動が含まれます。

投資サービスおよび投資活動	1つまたは複数の金融商品に関する注文の受理および伝達、顧客のための注文執行、自己勘定売買、ポートフォリオの運用、投資助言、金融商品の引受けおよび／または全額買取による販売、全額買取りによらない金融商品の販売、MTF (多角的取引システム) の運営および／またはOTF (組織化された取引システム) の運営
---------------	--

自己勘定で取引されるサービスや活動のKPI

自己勘定取引の主要なKPIは、総資産に占めるタクソミーに整合する経済的活動に関連する資産の割合 (**グリーン資産比率 (GAR)**) です。

持続可能な資産	タクソミーに整合する経済活動の割合で加重した投資の価値 (下表参照。投資先企業の種類によって異なる)
総資産	投資会社が自己勘定で運用するすべての資産

デリバティブはすべての金融機関において分子から除外されるため、持続可能な資産には含まれません。これは委任法の草案と比較して、投資会社にとって重要な変更です。

投資価値の加重平均は、投資先企業のタクソミーに整合する経済活動の割合に基づくものとします。

投資先の種類	測定基礎
事業会社	投資先のKPI計算から生じる売上高KPIおよび設備投資KPI
アセット・マネジャー	投資先のKPI計算から生じる売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPI
信用機関	投資先のグリーン資産比率の計算から生じる売上高ベースおよび設備投資ベースのグリーン資産比率
投資会社	投資会社の収益に占める自己勘定取引と自己勘定取引でないサービスおよび活動の割合に応じて、投資先の売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPIの計算から生じる、投資および収益
保険・再保険会社	売上高ベースまたは設備投資ベースの投資KPIのいずれかの計算から生じる、損害保険の投資先企業の保険および再保険会社の引受KPIに基づいて算出された投資、総収入保険料、または該当する場合には保険料収益の総額

自己勘定取引ではないサービスおよび活動のKPI

自己勘定取引ではないサービスおよび活動の主なKPIは、投資サービスおよび投資活動からの総収益に占める、タクソミーに整合する経済的活動に伴うサービスおよび活動からの収益の割合です。

持続可能な収益	顧客の活動における持続可能な経済活動の価値の総額に関連して生じた収益（手数料およびその他の金銭的利益）の加重平均（加重平均の計算方法については、上記を参照）
総収益	手数料収入およびその他の金銭的利益

開示

投資会社は、イネープリング活動かトランジション活動かを問わず、環境目標および活動の性質を示すものとします。

6.4 保険・再保険事業

保険・再保険会社は、投資活動および引受活動に関連するKPIを開示しなければなりません。

投資に関するKPI

投資に関連するKPIは、資金調達に向けられた、または投資総額に占めるタクソミーに整合する経済的活動に伴う投資の加重平均を表します。それは「総投資」に対する割合、および絶対貨幣単位で示すものとします。

資金調達に向けられた、またはタクソミーに整合する経済的活動に伴うすべての投資の加重平均した価値	以下参照。基本となる投資先企業の種類に応じて異なる。
投資	集团的投資会社および参加企業への投資、貸付金およびモーゲージ、有形固定資産ならびに該当する場合には無形資産を含む、すべての直接投資および間接投資

投資価値の加重平均は、基礎となる投資先企業のタクソミーに整合する経済活動の割合に基づくものとします。

投資先の種類	測定基礎
事業会社	投資先のKPI計算により生じた売上高KPIおよび設備投資KPI
アセット・マネジャー	投資先のKPI計算により生じる売上高ベースKPIおよび設備投資ベースKPI
信用機関	投資先のグリーン資産比率の計算により生じる売上高ベースおよび設備投資ベースのグリーン資産比率
投資会社	投資会社の収益に占める自己勘定取引と自己勘定取引でないサービスおよび活動の割合に応じて、投資先の売上高ベースのKPIおよび設備投資ベースのKPIの計算から生じる、投資および収益
保険・再保険事業	売上高ベースまたは設備投資ベースの投資KPIのいずれかの計算から生じる、損害保険の投資先企業の保険および再保険会社の引受KPIに基づいて算出された、投資、総保険料収入、または該当する場合には保険料収益の総額（すなわち、投資リスクが保険契約者によって負担され、資金調達がタクソミーに整合する経済活動に向けられるか、またはタクソミーに整合する経済活動に関連する場合の、生命保険契約に関連して保有される投資以外の保険会社もしくは再保険会社における投資の割合）。

開示

保険および再保険業は、保険契約者によって投資リスクが負担される生命保険契約に関して保有される投資の割合と、残りの投資の割合を区別しなければなりません。さらに、開示は、可能な場合には、環境目標ごとに割合と金額の内訳を示すものとします。

引受活動に関するKPI

生命保険会社以外の保険および再保険会社は、引受活動に係るKPIを算出するものとします。このKPIは、損害保険の総収入保険料に占める環境的に持続可能な保険活動に対応する「損害保険の総収入保険料」の割合を表します。

環境的に持続可能な保険活動に対応する「損害保険の総収入保険料」	気候委任法*の附属書IIの10.1.および10.2.に従ったタクソミーに整合する保険または再保険活動に対応する損害保険または再保険収入
損害保険料合計	次のうちの1つ： <ul style="list-style-type: none">損害保険料合計再保険料合計損害保険料収益合計再保険収益合計

(*)タクソミー規則第11条(3)に従って欧州委員会により採択された、気候変動への適応に大きく貢献する経済活動の技術スクリーニング基準に関する委任法(気候委任法)

開示

補足的な開示は、環境的に持続可能な引受活動が再保険会社に委託されている範囲、および持続可能な引受活動が他の保険会社または再保険会社から受け入れられている再保険活動を表す範囲を説明するものとします。さらに、開示は、可能な場合には、環境目標ごとに割合および金額の内訳を示すものとします。

6.5 すべての金融機関におけるKPIに関連する開示

定量的なKPIの開示には、金融機関の説明および当該KPIについての市場の理解を裏付ける定性的情報を記載するものとします。

- 定量的指標を裏付ける背景情報
- タクソミーに整合する経済活動の性質と目的の説明、およびタクソミーに整合する経済活動の進展(実施2年目より開示)
- 金融機関の事業戦略におけるタクソミー規則の遵守の記述
- トレーディング・エクスポージャーの定量的情報の開示を要求されていない信用機関については、トレーディング勘定ポートフォリオとタクソミー規則との整合性に関する定性的情報
- 金融機関の戦略、およびそれらの活動全体におけるタクソミーに整合する経済活動への資金提供の比重を裏付ける追加情報または補足情報

7. スケジュールおよび次のステップ

2021年7月6日、ECが採択した第8条委任法は、現在、欧州議会およびEU理事会によって精査されています。欧州議会およびEU理事会が、4か月の期間内(1回につき2か月延長可能)に異議を唱えなければ、第8条委任法は、EUの官報に掲載され、その20日後に正式に法律として発行します。

第8条委任法は、特に次の事項に関して、2024年6月30日までの適用についてレビューすることをECに義務付けるレビュー条項を含んでいます。

- 中央政府および中央銀行に対するエクスポージャーの算入
- 非財務情報を公表しない企業に対するエクスポージャーの算入

第8条委任法に基づくKPIの開示の基礎は、「EUタクソミー」の策定、すなわち、経済的に持続可能な経済活動の分類基準の策定です。経済的に持続可能な経済活動の識別は、タクソミー規則の下で策定された委任法に定められている技術的スクリーニング基準に基づいています。現段階(2021年7月)において、気候変動の緩和および適応に大きく貢献する経済活動の技術的スクリーニング基準に関する最初の委任法(気候委任法)が採択されています。また、タクソミー規則の残りの4つの環境目標の技術的スクリーニング基準に関するもう1つの委任法(環境委任法)も、後日、策定および採択される予定です。その結果、KPIは、現在、気候変動目的のみを対象としています。第8条委任法は、KPIは環境委任法(現在、策定中)の適用日の12か月後までは他の環境目標に関係しないと規定しています。

さらに、EUのタクソミーの枠組みも拡張される可能性があります。2021年末に、ECは、社会的なタクソミーまで拡張する可能性および著しい悪影響を及ぼす(significant harmful; SH)活動と重大な影響を与えない(no significant impact; NSI)活動を含めるため、環境タクソミーの拡張に関する報告書を公表する予定です。持続可能な金融に関するプラットフォーム(Platform on Sustainable Finance; PSF)のタスクの1つは、本プロジェクトについてECに助言することです。この文脈において、PSFは、ECに最終的な助言を提供するため、一般からの意見を求めるため、以下の2つの報告書の草案を公表しました。

- 社会タクソミー: 持続可能な開発目標(sustainable development goals; SDG)や国連の事業と人権に関する指針などの国際規範や原則に基づき、社会タクソミーは、ディーセント・ワークの確保、インクルーシブで持続可能な社会の実現と適正価格の医療および住宅を可能にする解決策に投資家が資金提供するのを助ける。
- 環境目標に関連するタクソミー拡張オプション: 拡張されたタクソミーは、経済全体で必要とされる環境的な移行を支援し、SH活動とNSI活動についてさらに明確化を図ることを目指す。

2つのPSF報告書の意見募集期間は2021年8月27日までとなっています。

2021年4月21日、ECは、会計指令第19a条および第29a条に基づく非財務報告に係る現行規則の改正および強化を目的とした、新たな企業サステナビリティレポート指令(Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD)に関する提案を公表しました。CSRDの下では、タクソミー規則第8条の適用範囲は、2023年度報告期間より、すべての大企業およびすべての上場企業を対象に、大幅に拡張されます。

8. その他の留意点

検討すべき下記の追加的な文書があります。

- ECは、「よくある質問」を掲載した文書を公表
- ECは、ユーザーが目次を使って容易にアクセスできるようにすることでタクソミーの利用を促進する、持続可能な活動のためのEUタクソミーに関するITツール(「タクソミー・コンパス」)をスタート

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.